

平成 27 年(行ウ)第 429 号イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件
原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
被 告 国

訴え変更の申立書

2016 (平成28) 年 12 月 13 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 2 係 御中

原告訴訟代理人

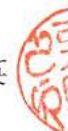
弁 護 士 秋 山 幹 男



同 二 関 辰 郎



同 古 本 晴 英



同 牧 田 潤 一 朗



同 出 口 か お り



同 藤 原 大 輔



第1 訴え変更後の請求の趣旨

- 1 外務大臣が原告に対し平成27年4月17日付けでした行政文書の開示請求に係る決定のうち、別紙文書目録記載の各行政文書を全部不開示とする部分を取消す。
- 2 外務大臣は、原告に対し、別紙文書目録記載の各行政文書を全部開示するとの決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 訴え変更の理由

原告は、訴状記載の訴えのうち、訴状別紙文書目録記載4の行政文書に係る訴え（取消し及び義務付けの請求に係るものいずれも）を取り下げる。本件訴えの変更は、それに対応して、訴えの一部を変更するものである。

結果として、訴状記載の請求の趣旨本文の文言に変更はないが、訴状別紙文書目録中、記載4の行政文書が除外され、本申立書別紙文書目録のとおりとなる。

第3 別紙文書目録記載2、3及び5について

別紙文書目録記載2、3及び5は、本件文書1が作成される過程の文書あるいはその関連文書であるが、適切な議論検討が行われたかを知るために重要であり、政府の説明責任の観点からも、なお開示される必要がある。

ただし、本件文書2、3及び5の一部開示部分をみると本件文書（ファイル）内にそれぞれ同一タイトルの文書が複数存在していることが窺えるから、同一内容の文書が形成過程で誤記の修正など形式的な修正を加えられた等、実質的に同じ内容の文書が重複して含まれている可能性がある。この点、現在の被告の主張では、本件文書（ファイル）内に収納された個別の文書がいつ作成されたものかも明らかにされておらず、原告としては判断のしようがない。

したがって、そもそも被告は、準備書面における原告主張に応じて本件文書の内容をより詳細に説明すべきであるが、そのような説明に加えて、本件文書のいわゆるメタデータ的な情報、例えば、本件文書（ファイル）内の個別の文書について、各文書の作成時期（先後関係）を明らかにした上で、議論検討を経て実質的な修正が加わった文書と誤記等の形式的な修正に止まる文書に整理する等、本件文書（ファイル）内に含まれている作成時期の異なる各文書相互の関係をより明確にすべきである。被告において、この点について適切に対応した場合には、原告は、各ファイル内において実質的に重複しているとみられる一部の文書について訴えを取り下げることと改めて検討する。

以 上

文 書 目 録

本目録における番号	本件決定において 処分行政庁が 付した文書番号	行政文書の名称等
1	文書 7	報告書
2	文書 8	報告書案①
3	文書 1 1	報告書案②
5	文書 1 2	イラク検証関連資料①
6	文書 1 5	イラク検証関連資料②